

令和2年度第2回豊見城市総合教育会議

日時：令和2年8月20日（水）午後1時30～

場所：豊見城市役所4階庁議室

発言者等	発言内容等
事務局	<p>それでは皆様、こんにちは。本日はお忙しい中、令和2年度第2回総合教育会議にご出席いただき、誠にありがとうございます。私は本日の司会を務めさせていただきます、総務課の森山と申します。よろしくお願いいたします。</p> <p>まず初めに、配付の資料を確認させていただきます。</p> <p>1つ目、次第がついているかと思えます。第2回総合教育会議次第になっております。続きまして、豊見城市与根西部地区新産業（再生医療）拠点誘致に至った経緯やその理由について、A4縦が1枚、続きまして、与根西部地区新産業拠点誘致方針、両面刷りで1枚、ホッチキス留めになっておりますグランドデザインと書かれた冊子が1冊、カラーでA3横書きのグランドデザインが1枚、航空写真1枚、続きまして、令和2年度第2回豊見城市総合教育会議資料、学校給食費に関するものの綴りが1部、学校給食についてのアンケート（速報版）となっております。以上です。</p>
教育長	<p>確認なのですが、与根西部新産業の事業が教育振興とどういう関わりがあるのか確認をしたいのですが、説明をお願いします。</p>
総務企画部長	<p>どう関係があるかということなのですが、与根体育施設の跡に再生医療施設を誘致しているということで、教育行政とも何らかの関連があると。再生医療をなぜ誘致するかという部分についてお話しできればということで、今日の会議の中の一議案というか、資料として入れている次第です。</p>
教育長	<p>総合教育会議の事項については、明確に地方教育行政の組織及び運営に関する法律で定められていますよね。そして、市の要綱にも定められていますよね。その中にこの項目というのではないと思いますが、その辺はどのように解釈されたんですか。</p>
総務企画部長	<p>会議要綱の中に書かれているものに当たらないということでございますが、教育施設の跡にそういうものを誘致してきたということを教育委員の方々にも説明したほうがいいのではないかとということで、今回は席を設けております。</p>

教育長	<p>総合教育会議というのは、3項目ということで明確に決められている。その3項目に該当するのであれば私は異議はないのだけれども、3項目外のことをやり出したら、お互いの権限を逸脱したことになりますが、そういうことを私は心配しているんですよ。関連があるといっても、直接的な総合教育会議の事項ではないというのは明確だと思うんです。ですから、それはこの会議で取り上げられる事項ではないことは明らかですよ。どう読んでそれが関連するというふうになったのかが理解できないんです。どう読んでも総合教育会議の事項にはならない。皆さんが作った要綱もそうなっているでしょう。皆さんが作った要綱も、明確に地教行法を基に要綱が作られていますよね。ですから、この辺はいま一度、このことについて、私はどうこう言うつもりはないですよ、配りましたという話だったらいい。これは違反してはいない。ただ議題として上げることについては、あくまでも我々は地教行法でやっているし、皆さんも要綱で仕事をしているわけでしょう。その辺はきちんと整理をすべきではないか。配ることまで異議があるという話はしていません。</p>
副市長	<p>やりあっていてもしょうがないので、要綱を確認して整理したらどうですか。事務局は総務課だけではなくて、教育委員会の教育総務課も共管しているでしょう。共同事務局になっているでしょう。両方で相談しながらやったはずだよ。</p>
教育長	<p>ですから、ないんです。どこにありますか。</p>
副市長	<p>だから確認をしたらどうですか。</p>
教育長	<p>ないということがはっきりしていることをやるんですかと私は言っているんです。ですから繰り返しますけど…。</p>
副市長	<p>つまり、書かれていないこと以外はやってはいけないという規定なのか、どこまでそれをみんなで情報を共有しようとか、みんなで話し合ってみようとかという話だと思うわけです。だから難しい話ではないと思うわけです。要綱をみんなで確認をして、ここで確認をすればいいだけの話ではないですか。</p> <p>事務局でもそういうことは当然、ここに上げてくるまでに共管しているわけだから。</p>
備瀬委員	<p>ちょっと幕開けをしていいですか。よく分かりませんが、7月の会議の中でちょうど教育長のほうから、与根の教育財産、多目的広場について説明がありました。一応、あれで終わったかと思ったんですけども、今回また公文を見たら同じものがプリント、2つ、議題にのっ</p>

	<p>かっているので、私自身、勉強不足だったので、ちょうど教育長から配付された新報、タイムスの記事のほう、あの会議の場では全く目を通す時間もなかったなので、そのまま通してしまっただけなんですけれども、お家に帰ってゆっくり読んだら、私のほうも質問とか意見とかがあったものですから、少し必携も見ながら、そして新聞記事も見ながら熟読をしてみました。ちょうど今回の総合教育会議というのがあることも、私自身は参加していいのかどうかも分からなかったなので、大城班長に「参加してもいいんでしょうかね」という電話を入れました。そうしたら、「この必携のとおりです」というのを言われて納得をしたんですけれども、ちょうど今その議題の中に、新聞の記事のいきさつがこれに書かれているような感じがしますので、私自身、勉強をするためにも非常にいいことなのかと、個人的には思っております。以上です。</p>
大城委員	<p>幕間ではないけど、一個人としての意見ですけれども、備瀬委員からあったような流れで、私もこの新聞記事を読んだんですが、家で妻から「何で細胞培養加工施設がだめになったのか」と聞かれて、ああ、待てよと。自分自身分からなかったものだから、私も読んだんですよ。そうしたら、何だ、これからの大事な施設じゃないのかと。そしてもう一つは、市長が3月、6月の定例会で議案として出して、これが三度目の否決をされたわけなんですけれども、議会の議員の中にはいろいろな意見があるのは確かだと思うんですが、ただ市長が3回も議案として提案しているというのは、相当市長の思い入れが強いのではないのかと。そういう気持ちで読んだんですけれども、ですから市民から付託された市長の強い意志というのは、私たちも何か、聞いてもっと勉強する必要があるのかなと私も思います。これでいいでしょうか。</p>
教育長	<p>じゃあ私も、すみません。委員が勉強するということは大変素晴らしいことだと思います。ぜひやられてください。ただ、私が問題にしているのは、総合教育会議というのは決めるべき事項があるんです。ですから勉強をすることについては何ら異議もないし、どうぞ備瀬委員おっしゃられるとおり、いろいろ調べてやられることについて何ら異議はありませんし、先ほど言いましたように、資料を配ることについても何の異議もありません。それぞれが判断すべき事項ですね。それは当然です。ところが問題は、総合教育会議の事項なんです。その中で議題として上げることができるかどうかということについては私は申し上げているわけです。</p>
総務企画部長	<p>総合教育会議に関する規定の中で所掌事務事項ということで、会議</p>

	<p>は、次に掲げる協議及び調整を行う。1項、大綱の策定に関する協議。2項のほうです。教育を行うための諸条件の整備、その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るために重点的に講ずる施策についての協議。3項、4項とあるんですけども、こちらの2項の「教育を行うための諸条件の整備、その他の地域の実情に応じた教育」という部分に今回の与根体育施設、再生医療、諸条件の整備という中で、協議・調整を行うということですので、それに該当するのではないかということですので今回の…。</p>
副市長	<p>総合教育会議は、誰が主宰して招集するものですか。</p>
総務企画部長	<p>招集は市長です。</p>
副市長	<p>市長ですね。</p>
教育長	<p>それは拡大解釈ですよ。</p>
副市長	<p>教育長、ちょっと待ってくださいね。つまり総合教育会議を主宰する市長が、今事務局から説明があったように、第2項に該当するのではないかと。再生医療を進めるためには、その前提として、そこにサッカー場の設置されている条例を廃止しないといけない。今回の議会中でも、サッカー場を廃止することによって子どもたちのサッカー環境がつかれないのではないかと、壊れていくのではないかということが一番大きな理由だったんですね。それが第2項に当たるものだというふうに市長が判断をして、今総合教育会議を招集して、この議題を提案しようとしていると私は理解しているわけです。各委員がどう考えるかということになります。その再生医療というものの自体は教育とは関係ないものなんだけれども、それを進めていくための前提条件をつくるためには、サッカー場の設置条例を廃止しないといけない。これが子どもたちの教育環境にどう影響を与えるかという問題なんですね。議会での議論も。みんな話合ったらいいと思います。その総合教育会議の場にふさわしいかどうか。</p>
安里委員	<p>踏み込んだ形で聞いていいですか。サッカー場があるんですが、今これを見たらもう全部なくなるという感じですか。</p>
教育長	<p>安里委員。中身の話については、もう一度確認しますが、今、総務企画部長は、これは2項に該当すると言っていますが、たとえ2項に該当したとしても、教育委員会の権限に関する事項については、総合教育会議の議題として捉えることはできないんですよ。意味分かりますか、私が言っていること。教育委員会の権限に関する事項は、総合教育会議の議題とすることができない。なぜかという、教育委員会の規則</p>

	<p>の中で教育委員会の権限に関する事項が明記されているわけです。これは教育委員会の権限です。ちゃんとあるんです。だから今の解釈は付け足しですよ。</p>
副市長	<p>教育長の解釈はそうかもしれないけれども、ここで今市長から提案されている議題をみんなで議論することが、教育委員会の権限を侵すものになるかどうかということはイコールじゃないと思います。この場、総合教育会議というのは、何かを決定したり意思決定をするというものでなくて、本市の教育の大綱であるとか、あるいは子どもたちの教育環境であるとかを市長が提案をして、主宰をして、いろいろみんなで協議をしたり議論をしようという場であるわけですから、それが直ちに、ここで取り上げられたことが教育委員会の権限を侵すことにはならないと私は思います。ですから、そうなるかと…。</p>
教育長	<p>そもそも議題として、大綱を何のために作ったかというのがあるわけです。違います、要綱は。そもそも議題として、そもそも法律が何のためにあるかですよ。そもそも論の話は私はしているんです。それで教育委員会の権限に関する事項まで踏み込んではいけないということは明確にあるわけですよ。</p>
副市長	<p>だから先ほど第2項でいいじゃないですか、おかしい？</p>
教育長	<p>おかしいです。皆さんが言うように、それぞれ委員が勉強することについて何ら異議もない。資料を配ることも何ら異議もない。しかし、総合教育会議の議題として上げることについては、これは権限を逸脱していますということを私は言っているんですよ。</p>
副市長	<p>第2項をもう一回、大きい声で読んでもらえませんか。</p>
総務企画部長	<p>はい。第2項、教育を行うための諸条件の整備、その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため、重点的に講ずべき施策についての協議となっています。</p>
副市長	<p>サッカー場を設置している条例を廃止して、そこに再生医療拠点を形成していこうという話ですね。そのためにサッカー場の設置根拠となっている条例を廃止したいということを、3月定例会、6月定例会、臨時会、3回提案をしたわけです。それが3回否決された。市政の非常に大きな課題になっているわけです。論点になっているわけです。マスコミにも取り上げられて、市民の関心もとても高い。そこに造ろうとしている再生医療というのは何だろうか。あるいはサッカー場を廃止されることによって、子どもたちのスポーツ環境はどうなるかというようなことが市議会を通して、3回の議会を通して、非常に大きな市政の課題に</p>

	なっている。これを総合教育会議で諮ることができないということでしょうか。
教育長	はい。できません。
副市長	各委員もそれでよろしいのでしょうか。私はそう思いませんがね。
教育長	明確に、教育委員会の権限に関する事項については協議・調整事項ではないです。教育委員会の権限として既に定まっているわけです。ですから、そういう意味で先ほど言いましたように、資料を配ったり、勉強されることについて何ら異論もないし、ただ、総合教育会議として議題として上げることができるかどうかですよ。
備瀬委員	すみません。私自身が現職の頃は、まだ総合教育会議というのがなかったものですから細かいところまでは分かりませんが、この総合教育会議というのは、この間も言ったんですけれども、市長が主宰をすると。教育委員会は教育長とありますけれども、そうであれば、何のために総合教育会議が新しくできてきたのかと考えたときに、やはり横断的に教育委員会と市長部局の、どうしても連携が必要なものが出てくる部分があるので、よく分かりませんが、そういう意味では総合教育会議の意義というのは大きいなというふうに思います。前回、そのまま聞き流して覚えてもいなかったんですが、また今回、教育委員会の議題に上がっているので、よっぽど重要なことかなと。それで新聞記事を読んだら、「ああ、そうかもしれないな」と。そういう意味では、今話が聞けそうだなと思ったら、いい勉強になるので私としては賛成ですし、この間教育長が、子どもたちのために教育財産を維持していきたいと。そういう教育長の思いもよく理解できました。片一方で、今度は医療再生産業、これも I P S とか、山中伸弥教授ですか、とかを含め、組織とか器官とか臓器とか、そういうものまで豊見城市のほうが拠点になって、産業が大きく発展するということを考えた場合には、このサッカー場の条例を廃止することが、場合によっては子どもたちの活動の場所が減るかもしれない、しかしながら、天秤にかけたときには今のサッカー場というのは、次期の振興計画にのせるような話もしていただいたので、その間に豊見城中学校の運動場、今工事をやっていて、それがもしかしたら完成して使えるかもしれない、あるいは誘致したときに、その場所の工事が始まる前までは使えるのではないかというような気もするし、ちょうど中学校の部活動をやっていましたので、場合によっては陸上競技場は芝があるので、かえって学校から往復ジョキングして、そこも活用できるのではないかといろいろ考えてみたときに、やはり天

	<p>秤にすると、医療再生産業というのは大きな産業に発展するだろうと。そのように考えたら、私としては、ちょうど今日、教育委員会の議題になっているから、その話もできるのかなというふうに思いました。私の考えです。以上です。</p>
副市長	<p>今、備瀬委員のほうから再生医療としてやっていくというものと、あるいはサッカー場として引き続きやっていくというのを天秤にかけるといようなお話がありましたけれども、ここは区画整理地内なわけです。この区画整理は、ここを新産業の立地をしていくという場所として区画整理の目的が設定されているわけです。したがって、そこにあった野球場の設置条例がありました。サッカー場の設置条例もあります。区画整理が進展することに伴って、野球場の設置条例は先に廃止されました。今、サッカー場の設置条例を廃止するというところまで進んできているわけです。ですので、新産業の拠点として区画整理を同意して進めた時点から、いずれかの段階では、その野球場、サッカー場は廃止をされるという、そういう整理になりますので、どちらかをいうことではありません。サッカー場は、いずれ必ず廃止をされないといけないという性格のものであります。</p>
大城委員	<p>市長、いいですか。教育長がこの場でおっしゃっていることは、今言っている話とちょっと違うのかなと。私が思うには、こういう議題になるかどうかというのは、事務局内での調整ができていなかったからではないのかと思うんです。今備瀬委員からあったように、話は与根の区画整理の件に入っているような気がするんですけども、だからもう少し事務局で議案の云々、調整する場を確認するとして、今はもう話が進んでいますから進めたらどうかなと思うんですが。これは教育長の考えもまたあると思うんですけども。</p>
教育長	<p>私が懸念しているのは、総合教育会議というのは、一定の要綱に基づいて、一定の法律に基づいて、明確にどういうものをやるというのが定められているわけです。それを逸脱するような教育委員会の権限に関する事項まで総合教育会議の場でやり出したら、それは今後、教育委員会での権利の侵害がどんどん起こってくる可能性が高いわけです。</p>
副市長	<p>そんなことないですよ、教育長。ですから一回、話を聞いて、本当にその権利を侵害しているものかどうかを教育委員会で話をしたらどうですか。</p>
教育長	<p>そもそも議題として上げられないということがはっきりしているわけです。</p>

副市長	市長が総合教育会議の場を使って、教育委員会の権限をどんどん侵害していくなんていうことはあり得ないでしょう。また、ここにいるみんなが許さないじゃないですか、これは。
教育長	法律で決められた事項は…。
副市長	それはみんなで話し合っ決めてみましょうよ。
教育長	法律で決められていない事項を議題に上げること自体が、総合教育会議に反しているんですよ。
副市長	それは教育長の意見として、みんなが…。
教育長	いや、意見じゃないです。法律なんです。
副市長	それぞれがその見解を持っているはずですから。
教育長	いやいや、意見じゃない。これは法律です。法律の話をお私はしているんです。
副市長	総合教育会議の場ですから、主宰者たる議長、市長に進行をお任せしたらどうですか。これはきりがありませんよ。
事務局	はい。進めさせていただきたいと思います。 本会議、議事録を取りまとめる必要がありますので、現在、ICレコーダーで録音をさせていただいておりますので、ご了承いただきたいと思います。 それでは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4第3項において、本議会は地方公共団体の長が招集することになっておりますので、これより先の進行は、市長のほうにお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。
市長	皆さん、こんにちは。冒頭、いろいろと闊達なご意見が出ましたが、令和2年度第2回豊見城市総合教育会議を開催するに当たり、ご出席いただきまして、委員の皆様、ありがとうございます。日頃から本市の教育行政の推進に格別なるご理解、ご協力をいただいておりますことに、心より感謝を申し上げます。そして今日は、新たに委員となられた備瀬委員が、これまでの市と教育政策の方向性と、またお互いのいろいろな情報を共有できるように進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。 今回議事となる、教育の振興を図るための施策に向けての課題についてということですが、まず先ほど冒頭に、与根体育施設の件がありました。時間もありませんので、その説明をかいつままでいただいて、いろいろなご意見等も踏まえていただきたいなと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

産業振興課長	<p>それでは事務局のほう、よろしく申し上げます。</p> <p>皆様、こんにちは。総務企画部産業振興課の喜久里と申します。私どもの課では、観光産業の振興に関すること、商工業の振興や企業立地及び誘致に関すること、雇用対策等の事業を行っております。昨年、市民体育館でお仕事体験事業を実施した際には、市内小中学校からたくさんの生徒さんの参加もいただき、行政と教育が一緒になって活動している状況に対して、皆様のご協力を今後ともよろしくお願いいたします。</p> <p>本日は先ほど議題に上がっておりました件について、この会議の中でご説明させていただく時間をいただきました。誠にありがとうございます。</p> <p>先ほど事務局のほうからされていますので、配付資料の確認は省略させていただいて、着座にて説明をさせていただきます。よろしくお願いたします。</p> <p>まず最初に、お手元の資料、1枚紙です。与根西部地区新産業拠点地区誘致方針をご覧ください。こちら、私ども豊見城市のまちづくりの長期的かつ基本的な指針となります最上位の計画が、豊見城市総合計画でございます。現行の第4次総合計画において、本市の目指す産業構造のまちづくりにつきましては、目指すミッションが3点ございました。お手元の資料を裏返していただき、中段にございます「誘致方針策定に係る経緯」の中でまとめておりますが、総合計画の中では新産業について、①から③までのミッションを定めておりました。①幅広くブランド化可能な資源を新産業の育成に結び付けること、②情報通信や観光産業、ウェルネス産業など本県のリーディング産業となる高付加価値型の産業を誘致すること、③他分野の施策との連携を図り安定的な雇用の継続と新規雇用の創出に努めることとでございます。そこで本市では、総合計画や平成21年に策定しました都市計画マスタープランなどの市の上位計画に掲げられた本市の将来像の実現に向けて、与根西部地区というあの場所で、豊見城市にとって、もちろん豊見城市民にとっての将来を資する新産業を誘致したいと考え、この与根西部地区新産業拠点地区誘致方針を策定いたしました。A4資料をまた表に返していただきまして、まずその基本方針が、新たな豊見城ブランドの構築につながる産業を誘致するというところでございます。豊見城市では、皆様ご存じのとおり、マンゴー、トマトなどをはじめとする特産品が一定程度ブランド化され、市場に出回っているところです。</p> <p>それでは、まちのイメージとしてはどうでしょうか。例えば沖縄県内で琉球王朝の歴史といえは那覇市、観光リゾート地といえは恩納村、本</p>
--------	---

部町といったイメージがあるかと思いますが、豊見城市と聞いて、皆さん、どうお考えになるでしょうか。私どもは今までの特産品とは別に、まち自体が新たな豊見城ブランドとなるような高付加価値型の産業の誘致を推進すること、併せて、既に本市に進出していただいている産業の事業拡大を促進し、その産業のブランド化の促進を図ることを基本方針といたしました。具体的には2点あります。まず、与根西部地区の立地を最大限に生かし、地域活力を創出する産業の誘致を推進すること、それから、他分野へも好影響を及ぼし、新たな雇用を創出する産業の誘致を推進することに取り組んでまいります。

先に誘致方針を説明させていただきましたが、この誘致方針の内容について、より分かりやすく具体的に将来像を示し、地域の皆様のみならず、豊見城市民や事業者の方々と情報の共有を図る手段として、グランドデザイン、今お手元にあります冊子です、豊見城市与根西部地区新産業拠点地区における再生医療産業拠点形成に関する基本的な考え方「グランドデザイン」を作成いたしました。こちらのグランドデザインは、4章立て、16ページの資料となっておりますが、本日、こちらの概要版としてA3の資料、カラーになっております。こちらのほうがグランドデザインの概要版になっておりますので、本日はこちらを使って説明させていただきますと思います。

まず最初に、こちらの資料、A3の資料ですが、上段の左側に、先ほどご説明いたしました誘致方針の基本方針と具体的事項をまとめております。それから上段の中央に、再生医療等産業の世界規模での市場予測が、資料としてあります。現在、2020年の時点で市場規模が6,300億円である再生医療等産業市場は、5年後、10年後、20年後の2040年には約20倍の12兆円になることが予想されており、それ以降もさらに市場が拡大する可能性があると考えられております。こちらの資料は世界規模になっているんですけれども、冊子のほうの3ページから6ページの中では、日本国内の概況、それから沖縄県内の概況、豊見城市内における再生医療に関する概況等が細かく書かれておりますので、後ほどご覧くださいませ。

次、資料上段、右側です。なぜこの事業が豊見城市の与根西部地区でなければならないのか。沖縄県内でこの地区が優位であるという理由を申し上げます。まず1点目、臨空性です。再生医療産業は沖縄県内のみならず、アジアへの展開も想定しており、その場合、こちらは今回誘致を検討していた細胞培養加工施設、この施設から出荷される細胞の鮮度、寿命を考えると、輸送時間が短いことが特に重視され、そのため国

際物流ハブ機能を持ち、24時間運用している那覇空港の近くでの拠点形成が最適となります。

2番目に、那覇空港自動車道へのアクセス性の高さです。沖縄県内の再生医療実績を持つ医療機関等との連携を図る上で、自動車道へすぐに乗れる、市内に3か所の出入口のある立地のよさも、沖縄県が本市を選定した理由の一つです。こちらは冊子の資料12ページの中に、県内の主な健康医療産業の関連機関について名称を挙げておりますので、併せてご覧ください。

それから理由の3番目です。再生医療の取組を行っている友愛医療センターが近接していることです。本市内で移転し、今月開業したばかりの元豊見城中央病院ですけれども、こちらは東京女子医科大と再生医療で連携する協定を締結しており、再生医療に積極的に取り組んでいる施設です。今後相互で連携することにより、地域医療の発展に貢献することが期待されます。

それから4番目に、関連企業の誘致に必要なまとまった土地が確保されているということです。産業は近接する地域で集積すると、相互の企業同士による相乗効果や近隣の関連産業の勃興につながりやすいと言われており、本市でも再生医療産業を集積することが望ましいと考えております。与根西部地区には産業の集積を図るために必要な一定程度の土地、面積にして約1万8,000平米ございますので、この中でコンパクトな産業クラスターの形成を想定しております。こちらの概要版の中にある地図で、写真が小さくなっておりますので別紙で今、お手元にお配りしている航空写真があるかと思いますが、今回、先ほど話題になりました沖縄県への売却等については、その前提の与根の体育施設の廃止条例ができませんでしたので、売却予定はちょっとないんですけれども、そのときの資料ですので、すみません、ご了承ください。

こちらの写真の中で県に売却を予定していたのが、赤枠内の部分です。それから青枠内の部分が、この再生医療産業にしていこうとしている市有地の面積部分、合わせて約1万8,000平米となっております。

それでは説明させていただきます。与根は優位性が高いというような状況を踏まえて、私ども豊見城市では下段のとおり、基本方針等、何を具体的に進めていけばいいのか。そのイメージ図を描きました。ポイントは4つございます。これらの数字は、基本方針、具体的事項、イメージ図の中で全て連動しておりますので、併せて確認をお願いいたします。

まず基本方針の1です。この細胞培養加工施設を核として、コンパクト

	<p>トな医療産業クラスターを目指すために、具体的には細胞培養加工施設を誘致し、有機的に連動する企業群の調査等を行い、厳選した企業誘致を進めてまいります。これがイメージ図にあります、与根への拠点形成ということになります。</p> <p>それから基本方針の2、地域医療と連携し、地域の強みを生かした最先端医療技術の開発に貢献するために、具体的には地域医療機関と連動しやすい企業群を誘致し、地域への最先端技術の開発に資するようにいたします。イメージ図の臨床研究への応用、細胞培養受託という部分になります。</p> <p>それから基本方針の3、市内、沖縄県内出身の理系人材の雇用を確保するために、県外大学、琉球大学、沖縄高専等の高等教育機関卒業生など、専門性を蓄積した県出身の理系人材の雇用の受け皿を市内に確保いたします。現在、高専の就職者の進路もほぼ県内だそうです。大事な人材を県外へやらずに、県出身理系人材の雇用確保を本市豊見城市で行います。</p> <p>それから基本方針の4、西海岸地区の観光産業との連動を目指すために、瀬長島、豊崎地区を巻き込んだ医療ツーリズムの仕組みづくりを推進してまいります。豊見城市は元々観光地としてのポテンシャルの高い地域です。本事業では、アジア圏も含めた医療機関への細胞の提供を想定しておりますが、今後この事業が拡大することによって、将来、患者さん自身やご家族が豊見城市に滞在して、再生医療の提供、分野としましてはもちろん生命を守る脊損の治療等もあるんですけども、また美容形成、整形等の分野にも活用ができる部分になっております。そういう医療の提供を受けるついでに観光を楽しむ、そのような仕組みづくりを推進していきたいと考えております。</p> <p>再生医療は手術や投薬など、従来の手法では治療が困難とされる疾患の根本治療につながるものと期待されております。将来的には慢性疾患や高齢化に伴う疾患等の治癒により、拡大の一途をたどる社会保障費の抑制にも貢献する可能性があり、これから本格的に超高齢化社会を迎えるアジア市場全体を、ここ与根西部地区から取りにいきたいと考えております。</p> <p>以上が与根西部地区新産業拠点地区誘致方針の説明となります。本日、説明の時間をいただき、ありがとうございました。以上です。</p>
市長	<p>ありがとうございました。</p> <p>各委員の皆様方に、この教育振興を図るための施策についての課題の説明をさせていただきましたが、先ほど冒頭でいろいろとご意見が出た</p>

内容で、3月、6月定例会、7月臨時会と三度も否決がありました。その中で3月の議会での否決の主な理由としては、議案の説明がなされていない中での採決は無理があると。あと、豊見城中学校の子どもたちに不便を強いているので、しっかりと施設の代案を出してもらいたいと。あと、中学校のグラウンドの整備が終わった後に売却をする必要があるのではないかと、与根の西部地区の周辺に関する売却益であったり、固定資産税だったり、そういうものを民間に売却した場合の比較をしっかりとすべきではないかという主な理由が、3月定例会での否決としての理由であったと記憶しています。6月定例会の中では、また別の視点からの否決理由がありまして、部活動の場所を奪うべきではないと。また、代替施設についてまだ曖昧な状態があるので、対策が不十分であると。中学生に陸上競技場を使わせることについて、ほかの一般利用者もいる中で危険ではないか、安全を担保できない中でのサッカー利用は反対であるというような中で、6月定例会の体育施設条例の廃止に向けた提案がまた否決をされたというふうになっております。

その次に7月のちょっと短い期間でありましたが、臨時会の中では、我々としてはその課題等も踏まえて教育委員会と連携を取りながら、学校関係者やそのほか、西部地区に当たる組合、そして周辺の与根自治会ですね、そういうところにもいろいろな説明も真摯に向き合って話をさせていただきましたが、それでも否決となりました。その主な理由としては、市の執行部のほうはサッカー利用者のことを置き去りにしながらまちづくりを進めているという表現でした。あとは、固定資産税に関しては試算がなされていないと。それは冒頭、議会の中、なぜ固定資産税の試算ができないのかというのは、きちんと回答はさせてもらっております。今回、先ほど産業振興課の課長からも説明がありましたが、グラウンドデザインの資料が県のコピーではないかというような表現、あと、賛成をするには副市長の辞任が必要だというような表現もございました。いろいろな理由の中で、この廃止条例に向けての提案がなかなか前に進まない状況があります。それを踏まえて、我々は3月、6月、7月臨時会と否決をされましたが、市の方向性として、今回教育政策の中にしっかりと委員の皆さん方にも、こういういろいろな知識を共有していただきたい。その旨で総合教育会議を開いておりますが、7月の臨時会で否決をした後に、私はコメントを発しております。それは組織としての今後の市の方向性としてのコメント。本日の臨時会においては、豊見城市立与根体育施設の設置及び管理に関する条例の廃止についての議案が三度の否決となりました。3月定例会及び6月定例会の否決理由を精

	<p>査し、その対応を取り組み、関係者の了承を得た上で提出をしたところではありますが、議会の理解を得られず否決に至ったことは誠に遺憾であり、市としては県が新産業の柱の一つとして位置づける再生医療産業の拠点として、与根西部地区が有する臨空性や、那覇空港自動車道へのアクセス性など優位性を踏まえ、今般策定したグランドデザインを具体化する実施計画（仮称）になりますが、その策定を通して、県と連携した企業誘致など、再生医療産業拠点形成に向けた具体的な検討を進め、次期振興計画、2年後にありますけれども、その次期振興計画においても、与根西部地区が再生医療産業の拠点と選定されるよう、取り組んでまいりたいというふうにコメントを發しております。その旨、しっかりと組織として前に進んでいると感じておりますので、教育委員の皆さん方も今後、当然、子どもたちのサッカーの環境や、いろいろな種目のスポーツができる環境、今後また新たな場所を検討していかなければいけない、豊見城中学校の改築工事も一日も早く完了するように進めていかなければいけない、そういう課題も残されている中での状況をしっかりと把握した上で、今後の教育行政の進め方、そして大綱を踏まえて、お互いの共有認識として持っていただければと思っております。</p> <p>それでは何か今の説明等でご意見、ご質問等がありましたら承りたいと思いますので、どうぞよろしく願います。</p>
副市長	市長、少し紹介してよろしいですか。
市長	はい、どうぞ。
副市長	<p>再生医療の内容、それから臨時会否決後の市長のお考えについては、今ご説明があったところですが、与根西部地区に県の細胞培養加工施設を誘致して、そこに再生医療の拠点を形成しようという市の方針が、どのような経過で作られてきたかについて時系列でちょっと紹介しておきたいと思えます。</p> <p>一番最初に県から、あの地区に再生医療を造りたいんだけどという話が県から市にあったのは平成28年頃だったようです。それを受けて市の内部でいろいろ検討をして、そこは県の構想ではなくて、民間にその土地を売却したいと。市としては民間に売却をするんだというような方針の下で、県の申し入れを断ったのが平成31年12月というふうになります。一旦お断りをしています。その後、令和元年6月になりまして、私のほうが県のほうに出向きまして、12月に断った案件は、その後ほかの市町村で進んでいますかという話をしたら、進んでいないと。豊見城以上の適地が見当たらずに、今停滞しているというお話でした。そうで</p>

	<p>あれば、市のほうで12月にお断りをしたいろいろな理由があったんですけども、その理由についてももう一回検証したい、なので、時間をかけてほしいということで6月に県に出向いて保留をしてもらって、持ち帰ってきて検討を始めました。それから市役所内部のいろいろな検討を経て、7月29日になりますが、市有土地利用対策検討委員会というのがあります。これは市の内部の、副市長を委員長として関係部課長で構成されている内部組織です。その市有土地利用対策検討委員会で、県からお話のある再生医療についてどう進めていくかということを議論しました。さらに、11月25日に第2回目の市有土地利用対策検討委員会をまた開いております。その間には何回も関係課で調整が行われているわけですが、その11月の市有土地利用対策検討委員会で与根西部地区に県の細胞培養加工施設を誘致していこうという市の内部での整理ができました。それを受けまして、翌月12月になりますが、今度は市有財産有効利用審議会という、これは外部の有識者等で構成されている審議会があります。その審議会に市の考え方として、県の細胞培養加工施設を誘致したいんだという方針を諮問しました。11月23日に審議会が行われまして、その結果の答申が、12月27日に審議会会長から市長に答申が行われて、答申の内容は市の考え方のように、その県の細胞培養加工施設を誘致していくことが県の総合計画などにも合致するという事で承認をされたわけです。そのときに幾つかの条件が付されました。その条件の一つがグランドデザインを作ってちゃんと進めるようにということでした。そういうことで12月の末には答申が行われました。それを受けまして、年明けの1月に市長が決裁でもって、ここに細胞培養加工施設を誘致し、再生医療の拠点を形成していくという県の方針が確定するというふうになります。このように庁内のいろいろな検討過程、そして外部の審議会の諮問、答申を受けて、この方針は作られてきたということを紹介しておきたいと思います。</p>
市長	<p>ありがとうございました。 それでは何か委員の皆さん方からご意見等がありましたら、お願いいたします。どうぞ、安里委員。</p>
安里委員	<p>まず初めに、私が思ったことからでいいですか。これに僕らが意見する必要はありますか。まずそこが僕が考えるというか、僕の中にはないなという感じなんですよ。ただ、僕らは教育委員じゃないですか。やはり教育のことを第一に考えますし、何より子どもたちですよ。部活の場所を奪ってはいけないというのが、これは議会でも3月にあったとこ</p>

	<p>ろ、子どもたちの対策とか、グラウンドの跡整備が先じゃないかとか、先にこれが僕らが思うことというのが大事だなと考えております。</p> <p>今、ちょっとおかしかったのは、平成28年に話ができているんだったら、これはちょっと整備している期間があったんじゃないかなと。</p>
副市長	1年半以上ですか。
安里委員	<p>いろいろ。僕の意見ですが、子どもたちというのは、部活やるのも中学生は基礎を作る時代というか、一時しかないんですよ。これはもうすばらしい話だと思うんです。僕も起業、会社をやっていますし、商工会畑からもいろいろなことをたくさんしてきたんですが、とてもいいことだと思うんです。ただ、僕が思うに、僕らが意見する前に整備が先だったのではないかという疑問と、すばらしいです、皆さんが言っていることは本当によく分かるんです、市のためになることなんですけれども、何か天秤にかけられているような気がして、子どもたちと大人の意見とが。いろいろな意見を通してすばらしい市にするためには、ウィンウィンでしないといけないと思うんです。どちらもよくしないとすばらしいことじゃないんです。どちらもクリアしないといけない感じなのかなと僕はそう思ったりしております。</p> <p>僕は教育委員として、子どもたち優先に考えられるからこの場にいると思いますし、その場所を奪ってはいけないのかなという気がいたします。ただ、この案件はすばらしいと思います。やり方はこれから委員を通して、いろいろ話し合っって進むべき道が見つかるのであれば再検討しながら、あと2年あるわけですから、うまい具合に進めていくのも市のトップの皆さんの力かなと僕は思ったりします。どうですか。これは慌てているんですか。逆に聞きますけれども。</p>
備瀬委員	この間の新聞記事を読む限りでは、もう7月で白紙になったんですね。ところが市長は次期振興計画の中で選定されるように取り組んでいきたいとありますよね。
安里委員	だからそこら辺…。
備瀬委員	少し時間がありますよね。
安里委員	県との調整も、また取るのに時間がかかるし。
備瀬委員	確かに、私は教育委員会というのは、当然市長部局から独立して中立・公正でないといけないと思っています。子どもたちのために。教育長も、子どもたちのことを最優先に考えているような感じを受けました。すばらしいと思いました。この中身をしっかりと読んでみたら、また一考を要するなというふうに私は思いましたので、実は金曜日に教育委

	員会の会議の文書のほうが届きました。その中で例の件が2つ議題にありましたので、先週の金曜日から、やはり慌ててから与根の多目的広場を見に行きました。そして豊中のグラウンドの進捗状況を見に行きました。そこのところでグラウンドのほうが全部は工事をしていなくて、上田小学校側の工事を今やっていますけれども、これはいつ頃完成するんでしょうか。教育長、少し教えてほしいです。
市長	すみません、備瀬委員、ちょっと待ってくださいね。今、安里委員のお話を聞きましたので、教育部長のほうから少し発言したいということで挙手がありましたので、先に教育部長から。
備瀬委員	すみません、お互いマスクだから、僕の聞こえていますか。安里さんのものがはっきり聞こえなくて、申し訳ないですね。
市長	いえいえ。少し教育部長、お願いします。
教育部長	安里委員、本当に子どもたちの活動をする場をなくしてはいけません。これを一番に考えております。それで市の陸上競技場などの活用を通して、いろいろなことを考えておりますが、ただ令和4年8月末ぐらいまで豊見城中学校の工事があるものですから、陸上競技場だけではなくてしっかり活動の場の確保、これは併せてやっというふうに考えております。継続的に議論を進めております。まず第一にその活動の場を確保していくというふうに考えております。
市長	教育サイドとしては、その与根体育施設の場所が失われるという見解ですか。今、委員の発言がありましたけれども。
教育部長	これにつきましては、やはり区画整理事業は入っております。安里委員が言っているように天秤にかけているわけではないですね。ちゃんと市の施策としてやっているものもあります。当然、その中でできることを全部拾っというふうなことで代替地も探さないといけないだろうということで、事務方としてはそういう作業を進めているところでございます。
大城委員	すみません、私もちょっと整理してみます。いいですか。
市長	大城委員、どうぞ。
大城委員	医療再生施設を造るからといって、子どもたちのサッカーをする場がなくなるわけじゃないんですね。グラウンド、陸上競技場とかが使えるんですね。
安里委員	だから回数がもう断然に減るとの目に見えているという話では僕は聞いてはいますけれども。
市長	このあたり、回数が減るのか減らないのかの話も含めて、教育部長。

教育部長	まずは中学校の部活については、週5日なんですね。以前みたいに毎日ではないんです。水曜日は休み、土日はどちらかが休みなんです。
備瀬委員	どの学校もですか。
教育部長	そうです。週3回は使えるようにということでずっとやっています。コロナがなければ4月からもうその準備はずっとやっていますので、コロナが出た5月25日の再開のときからはそのスケジュールで実際は動かしております。ただ、市の陸上競技場ですから、いろいろな行事が入ってくるわけなんですね。必ずしもできるとは限らないという部分もあるものですから、それでは練習場の確保をしっかりとやっていく必要があるだろうと。先ほど言いましたように、令和4年8月末まではずっと工事をやりますから、当然学校の工事が終わればこれは解消するわけなので、それまでの間は練習の場の確保をしていきたいということです。
備瀬委員	今やっている工事のほうの完成が令和4年という意味ですか。
教育部長	中学校のですよ。
備瀬委員	はい。豊中の。
教育部長	豊中の。
備瀬委員	そしてその後、現在校舎がありますけれども、それもまた壊してから…。
教育部長	全部が完成するのが令和4年の8月末です。
市長	すみません、各委員の皆さん方、事務局を含めて…。
備瀬委員	ちょっと頭が混乱している。
市長	挙手にて、指名されてから発言をお願いいたします。
備瀬委員	すみません、失礼しました。
市長	議事録の関係もあって、あっちこっちで一気に話をされると困りますので。
備瀬委員	ですね。会議のルールを守ります。
市長	ぜひよろしくをお願いいたします。 それでは大城委員。
大城委員	練習場は100%確保できるということではないにしても、少し減るかも分かりませんが、でも別の視点から。この医療再生施設を造ることによって、子どもたちの雇用の場を創り出すことも大いに考えられるわけですね。だからそういうことも考えると、どうなんだろうと。今いるサッカーをしている子どもたちの練習の場がないというわけではなくて、減るかもしれないということであるのですが、だから医療再生拠点となる場所も必要ではないかと思います。これからの子どもたちの雇用

	の場所として。だから天秤にかけるというよりも、この辺をお互いでもっと整理していく必要があるのではないかと私は思います。
市長	ありがとうございます。 どうぞ、備瀬委員。
備瀬委員	いいですか。天秤と言ったのは、部活動はどうでもいいんじゃないんですよ。
安里委員	それは分かっていますよ。
備瀬委員	ちゃんと代わるような練習場所を確保する。
安里委員	確保するのが先じゃないかなとは思いますが。
備瀬委員	ただし子どもたちが100%、前と同じようなというのは少し無理があるかもしれません。だけど、しっかり確保できるように努力をするという意味でありますので、申し訳ないんですが、これをやらないでいいという意味ではありません。ご了承、ご理解をお願いします。以上です。
市長	ありがとうございます。 少し補足説明をさせていただきたいのですが、これまでの学校関係者、学校長をはじめ部活動の男女のサッカー部の顧問の先生、そしてそれを支えている保護者の代表の皆さん方と、7月上旬から中旬あたりに2回、意見交換をさせていただきました。私もそのときに2回、同席をさせていただいております。その中では該当する豊見城中学校の生徒の皆さん方は、与根体育施設のほうまで行く時間帯を考えると、総合陸上競技場でぜひさせていただきたいという思いが強いと。今は以前と比べて、ご承知のとおりだと思いますが、プロサッカーのキャンプも来るような芝の環境に生まれ変わっております。そういうところでは、今年2月には二度、水戸ホーリーホック、九州ギラヴァンツというJ2のチームが来ておりますが、子どもたちも交流事業をしております。その中で保護者からは、憧れの場所だと。ああいうところで練習ができること自体がありがたいと。常日頃からずっと言っているんだけど、なかなか前に進まなかったのが現状だと。なので、今回のこういう提案はありがたいという言葉をいただいております。ただ我々としては、当然学校改築事業の遅れもありますので、その不便の中でできる限り、現状を把握した上で対応をしていきますというお話を、教育部長をはじめ教育委員会担当部局が今、連携を取りながら随時対応をしております。連絡会も月一持って、学校の進捗状況、そして何か不備がないかと、いろいろな情報収集をしながら、連携を取りながら対応していると。7月の臨時会が始まる前には、それなら我々学校関係も一般のクラブチームも今のとこ

	<p>ろ、逆に与根のああいうでこぼしたところでやるよりもいいだろうと いうことで、お墨付きではないですが、それなりの理解をしていただい て、みんなでそれぞれが歩み寄りましょうということ、一歩進んだ形 になっていることはご理解いただければなと思っております。</p> <p>ほかに何か事務局からありましたら。どうぞ、安里委員。</p>
安里委員	<p>素晴らしいと思いますが、誘致するために市長部局の皆さんが言っ ているような行動とか、やはり早めに豊中にもお話しして、子どもたちの 意見を聞いて、学校の先生たちの意見もあります、そのアンケートと いうか、調査とかお話し合いも進めていながら検討しながら、しっか り考えながらやっていただければなというふうにまとめて話をさ せていただきたいと思えます。素晴らしいことなので、今問題になるの が時期と、やはり市のビジネスですからチャンスというのは逃したらい けないと思うし、ただし子どもたちが中学校の時期をどう過ごすのか。 もうその時期しかないので充実させていながら、丁寧に対応してい ただければなと私は思います。すぐなくすというんだったらもう反対しよ うかなと思っていたんですけれども、なるべく調整しながら進めていけ るんじゃないかと思っています。</p>
市長	<p>どうぞ、備瀬委員。</p>
備瀬委員	<p>私も子どもたちのためですから、それは当然前提でありますので同じ であります。</p>
市長	<p>時間も押していますので、何かほかにございませつか。この件につい て。よろしいでしょうか。</p> <p>ご理解もいただきながら、ぜひ市の考え方と教育政策が一致しながら 前に進んでいただければなと思っておりますので、よろしくお願 いしたいと思います。</p> <p>それでは次の提案ですね。それでは事務局のほうから説明をお願いし たいと思えます。</p>
学校教育課長	<p>続きまして、学校給食につきましての説明をしたいと思います。学校 教育課の高良と言います。よろしくお願いいたします。</p> <p>見出しのほうに、令和2年度第2回豊見城市総合教育会議資料という 形で、1. 学校給食費に関する動き～学校給食費の段階的無償化につ いてという形で書かれている資料をご覧ください。</p> <p>これまでの学校給食費に関する動きを時系列に簡単にまとめたものを 読ませていただきます。</p> <p>豊見城市の学校給食費に関しましては、平成21年度に現在の給食費、</p>

小学校におきましては月額4,000円、中学校につきましては月額4,500円に改定されております。その後、天候不良や大規模自然災害、人件費の高騰等の影響を受けて、毎年食材費が値上がりする状況が続いている状況でございます。それに対応するため、給食センターにおきましては食材の変更や献立内容の工夫などを行い、食材費の高騰に対する対応を実施してきておりますが、それらの工夫だけでは成長期にある児童生徒の心身の健全な発達のため、栄養バランスのとれた豊かな食事を提供することができない状態にまできておりました。参考ですけれども、昨年度、令和元年度の小学校におけるエネルギー、これは文科省が出している栄養摂取基準のエネルギーの部分なんです、国基準は650キロカロリーなんですけれども、県平均摂取量は597キロカロリー、国基準の91.8%にとどまっておりますが、豊見城市におきましては、それをさらに下回る534キロカロリー、国基準と対比しますと82.2%という数字になります。中学校におきましては、県平均が717キロカロリー、これは国基準値の86.4%になります。それに対して豊見城市におきましては、さらに619キロカロリーと、国基準値に対して74.7%の栄養基準しか満たしていない状況でございました。そこで平成30年度に、給食費の値上げについて検討を行い、学校給食運営委員会において小学校で月額400円、中学校で月額500円の値上げの方向性を確認しております。その後、令和元年7月に「子どもが活きる街」の実現を目指し、子ども・子育て・教育に係る諸課題に取り組む「子ども改革」の推進のため、「子ども未来基金」の設置等の具体的方策を検討するための「子ども改革推進検討委員会」が設立されております。その「子ども改革」の柱の一つであります「学校給食費の段階的無償化」があることから、「学校給食ワーキングチーム」を立ち上げて、学校給食の段階的無償化について検討を始めております。学校給食ワーキングチームにおきましては、現在の給食費のままでは食材費の高騰に対応できないこと、国が示した「学校給食摂取基準（必要な栄養量、内容及び適切な実施について維持されることが望ましい基準）」に届いていない現状が続いていること等を考慮し、「必要な栄養価を摂取できる給食費に値上げするが、新たな保護者負担は求めない」という方向性を定めております。その方向性の下、栄養価が充足できる給食費と現在保護者の皆様から徴収している給食費との差額分、小学校では600円、中学校では700円の月額を保護者に対して支援する「学校給食費保護者支援事業」を今年度、令和2年度より開始しております。

それを受けて本年度の動きなのですが、今年度3月頃から新型コロナ

ウイルス感染症拡大の影響を受けて、4、5月を学校を臨時休校措置といたしました影響から、学校給食がほとんど提供されておられません。この予算をいただいております、学校給食費保護者支援事業につきましての本格的な実施は7月から開始しております。

ページをめくっていただいて、続きまして、学校給食運営委員会の開催についてですけれども、学校給食運営委員会につきましては、令和2年6月30日に催しております。議題につきましては、委員長の選任について、あとは昨年度の学校給食費の会計決算と監査報告、今年度の会計の補正予算等を行っております。先ほどと同じように学校給食費の取り扱いについての経緯を説明させていただいて、学校給食センターにおいての新型コロナウイルスの感染拡大防止策についてご報告させていただいております。

次に(3)といたしまして、段階的無償化を検討する学校給食ワーキングチームにつきましても、コロナ禍が明けて学校が始まりました7月以降、第1回目を催して、7月14日に今年度の第1回目のワーキングチームを開催しております。ワーキングチームにおきましては、農林水産課が行っております地産地消の推進を図る「学校給食用野菜栽培実証委託事業について」の報告がありました。豊見城市とJAのほうで7月中に契約をして、JAと農家が順次契約していくという報告でした。これは学校給食の献立で毎日のように使用します、ジャガイモ、ニンジン、ダイコン、タマネギを豊見城市内の農家さんが栽培して、給食の食材として活用できるかどうかの実証実験となっておりますけれども、8月から契約農家のほうで畑を準備して、9月より実証実験が開始される段取りになっているようです。先ほど言いました4品目につきましては、1品当たり10アールの広さの畑を準備して、豊見城市の土壤に合った栽培方法等について検証する内容でございます。

続きまして、学校給食保護者支援事業についてですが、栄養充足に必要な小学校600円、中学校では700円の金額を行政のほうから保護者に支援して、栄養充足を賄う事業でございますけれども、この事業に関しましては、給食が始まった7月より本格的に学校給食の献立に反映しております。内容につきましては、これまでほとんど出なかったデザート回数を増やしたり、白米で提供されていた米類の提供を混ぜご飯で提供して、栄養価を高めるような内容となっております。その事業につきまして保護者の皆さんに、どういう考えがあるかとか、そういうものにつきましてアンケートをするということで、7月中にアンケート項目を協議しております。

③につきましては、学校給食費の公会計化について協議しております。現在、学校給食費に関しましては、私会計、単独の会計で運用しておりますが、税金を投入している経緯もあることから、公会計についての検討を始めております。

次に、学校給食運営委員会報告をワーキングチームのほうでも行っております。最後に第一弾として、学校給食保護者支援事業として段階的無償化を図っておりますけれども、その第二弾につきましても、ワーキングチームにて検討している最中でございます。今後も月1回程度のワーキングチームを見出しながら、どのような形で無償化を段階的に進めていけるかについて協議をしております。

次、3枚目ですが、先ほどから話ししております学校給食費保護者支援事業等の内容につきまして、アンケートを保護者を対象にしております。内容につきましては、学校給食の満足度及び改善点等の調査・資料収集と令和3年度以降の学校給食施策の参考とするため、市内小中学校の保護者の皆様に対して意向調査を実施しております。実施に際しては、令和2年2月に宣言しました「豊見城市デジタルファースト宣言」に基づいて、スマホ等ですぐ回答ができるような「LOGOフォーム」というソフトを活用して実施しております。

アンケートにつきましては、8月17日時点、回収率が21.74%となっております。回答世帯数が1,043世帯、対象世帯が4,797世帯となっております。今日、給食センターのほうで確認した紙ベースの回答も受理しております。現在1,800世帯の回答があるということです。回答率が38%まで上っております。学校は休校が明け次第、正式な締め切りを取って、栄養指導等を含めて総括していきたいと思っております。

今後の予定ですが、8月26日にアンケートの速報の報告等をするために、学校給食運営委員会の第2回目の会議を予定しております。また、9月に入りましても、ワーキングチームの第2回目の会議を行っていきたいと考えております。

あと、別紙のほうでアンケートの速報版をお渡ししておりますけれども、その内容を少し説明していきたいと思っております。アンケートの速報版というのを1枚めくっていただきますと、まず在籍校のアンケート、学年、性別なのですが、市内11小中学校ありますけれども、全ての学校より回答をいただいております。同じく学年に関しましても、全ての学年の保護者の皆様から回答をいただいております。性別につきましても、男女同じ程度の回答をいただいているということが分かります。

実際の設問に入りますが、問1から問4までに関しましては、実際に

学校給食を食しております児童生徒の皆様からの感想、満足度等を確認する設問となっております。問1の「学校給食はおいしいですか」という問いに関しましては、「おいしい、どちらかといえばおいしい」という児童生徒数が、約9割の皆様からおいしいという返答をいただいて、肯定的に捉えている様子を確認しております。学校給食の量につきましても、これまでいろいろ議会等で話題になっておりますけれども、「ちょうど良い」という生徒の皆様が半数以上あるということを確認しております。しかしながら25%の児童生徒につきましましては、「足りない、少し足りない」ということで、4分の1の皆様については足りないという回答となっております。

次のページ、問3、「学校給食のメニューについて、何かお願いしたいことはありますか」ということなのですが、複数回答で回答はお願いしておりますけれども、やはり児童生徒の皆様からは、「デザートや果物の回数を増やしてほしい」という意見が最も多い内容となっております。今回、学校給食費保護者支援事業がスタートして一番力を入れているのも、このデザートの回数等を増やしているところでありますので、そのまま改善していきたいなと思っております。

問4、「学校給食のメニューの中から、好きなものを3つ教えてください」ということで、自由記述となっておりますけれども、カレーライス、揚げパン、ハヤシライスなど、児童生徒に人気のある献立が上位になっております。また、それと一緒に提供されるフルーツポンチやフルーツ白玉も人気が集まっております。また上位になっているものの中には沖縄料理、イナムドゥチや中味汁も人気が集まっております。また、10位には入っていませんが、クープイリチーも好きという児童生徒も多く、沖縄料理の好きな児童生徒が多いことが分かりました。

続きまして、児童生徒から聞き取ってお書きくださいという保護者の回答欄となっております。次のページをお願いいたします。

問5、「現在の学校給食に満足していますか」という内容の設問につきましましては、全体の72%から肯定的な回答を得ております。その中で「満足している、どちらかといえば満足している」を選んだ保護者の皆さんに、どういう点で満足しているかということについて確認したところ、献立の内容、使用されている食材、給食の量について肯定的に捉えているという内容を把握しております。

次のページに行きますと、「どちらかといえば不満、不満」ということを選択した保護者の皆様にご内容をお聞きしたところ、献立の内容等について指摘が上がっております。

次、問6、「学校給食の献立について、重要と考えるものを3つ選んでください」という問いに関しましては、栄養バランスを最も重要だと考えている保護者が多いことが分かりました。

次のページをお願いいたします。問7、問8、問9、問10につきましては、食材等に関する設問となっております。問7につきましては、「使用する食材(米・パン・肉・魚・野菜・加工食品・調味料など)について、重要と考えるものを3つ選んでください」という問いについては、安全性を第一に重要と考え、栄養価、鮮度、おいしさの順で重要だと考えていることが分かりました。

問8につきましては食材の産地なのですが、地元産、豊見城市や沖縄県産を優先してほしいというのが5割超で、現在、農林水産課で進めております事業も実施していくことに意義があるということも確認できております。

問9ですが、豊見城市の給食センターにつきましては8,000食の食材を準備しないといけないということで、国産の入手が難しいパプリカなどは一部外国産を使用をしておりますが、それについての保護者の意見を確認しております。これにつきましては、安全性が確保されれば使用してよいという意見が、全体の80%の回答がありました。

問10につきましては、毎日約8,000食の大量の学校給食を提供するため、献立内容により冷凍を含む加工食品や加工野菜の使用についても確認しておりますが、外国商品と同様、安全性が確保されれば使用してよいという意見をちょうだいしております。

次、問11につきましては、「今後、充実した給食を安定して提供していくために優先すべきと考えるものを3つ選んでください」という設問に関しましては、成長期に必要な栄養の確保、安全な食材の確保、おいしい味付けという順で回答を得ております。

次、問12ですが、「今後、学校給食を安定的に供給していくために様々な施策の検討を行いますが、優先すべきと考える順に番号をお答えください」ということで、①給食費の保護者負担を軽減する為、財源確保を目的とした基金を設立する、②食材の購入方法の工夫を行い、給食費の負担軽減を図る、③建設されて約35年が経過する現在の給食センターについて、リスク分散のため新センターの分離建設を目指す、④近年高騰を続ける食材費への対応策として給食費の値上げを行い、保護者に対して負担協力をお願いするという項目について、優先と考える順にお答えいただきました。この選択肢につきましては、優先と考えるものの一番多いものから10点、9点、8点、7点と点数をつけて評価してみ

	<p>ました。①の基金を設立するというものに関しましては、得点の計算で6,743点、②の食材の購入方法を検討して負担権限を図るというのが6,601点、③の給食センターの建設につきましては5,820点、④の保護者負担に関しましては4,099点という結果が出ております。これの割合を100点満点になるように配分したら、①は29点、②は28.4点、③は25点、④は17.6点と、保護者の負担軽減に関する項目であります①、②の2つを足して5.7割、6割近い皆様が負担軽減を望んでいるということが分かりました。</p> <p>次のページです。問13ですが、「国が示した学校給食摂取基準（栄養摂取量の基準）の栄養価を向上させる目的で令和2年度より「学校給食保護者支援事業」にて給食費の補助を行っています。保護者の皆さまに毎月お支払いして頂いている給食費に対して、小学校で600円、中学校で700円を市で上乗せする形で補助していますが、この事業について知っていましたか」ということで周知度を確認する意味で設定した設問でありますけれども、保護者の90%はこの事業が開始されていることを知っていなかったもので、今後は広報紙等を通じて、しっかり事業周知を強化していきたいなと思っております。</p> <p>最後に、この事業について今後どのようにお考えですかということで、「1事業を実施すべき、2豊見城市の財政面を考慮しながら事業を実施すべき、3栄養価の充足については学校給食費の保護者負担増額改定で対応」という形なんですけれども、1と2の事業を実施するという項目について、保護者の約91%が事業を実施してほしいという考えを持っていることが分かりました。</p> <p>あと、問15の「学校給食について、ご意見、ご要望がありましたらご記入ください」という自由記述なんですけれども、ただいま取りまとめ中ですが、コロナ禍の期間中、自宅のほうで食事を作っている親御さんがたくさんいたと思うんですけれども、給食のありがたさが分かりましたとか、この給食費でしっかり栄養をやってくれているのもありがたいという自由記述がかなりたくさんありました。</p> <p>これらの15問の設問につきましては、給食センターの栄養士等と総括をしっかりまとめていきたいなと思っておりますので、そのときはまた報告させていただきます。以上でございます。</p>
市長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは何か、ただいまの説明にご質疑等がありましたらお願いいたします。挙手にてお願いいたします。</p>

大城委員	お願いいたします。
市長	どうぞ、大城委員。
大城委員	大変素晴らしいアンケートだと思います。ひとつ課長に質問ですが、本市は県の学校給食研究協議会の負担金、分担金を出していますか。
学校教育課長	県の給食分担金ですか。
大城委員	給食研究協議会とかあるんですけども。
学校教育課長	はい、捻出しています。
大城委員	出している？
学校教育課長	はい。
大城委員	出している。素晴らしい。私事ですが、こっちの会長を5年したものだから、各市町村からの分担金が年々減ってきて困ったなと思っていたものだから今聞いたんですけどね。 そしてもう一つ、給食の残量調査などはどうなっていますか。
学校教育課長	年2回実施しておりまして…。
大城委員	聞きたいことは、残量調査をしたら、これが学校に戻されて学級指導などに生かされているのかと。なぜ残しているのか。ただ嫌いだから残しているのではなくて、給食指導がされているかどうかということを知りたい。
学校教育課長	食育に関しましては、栄養士さんが3名いらっしゃいますけれども、各月を担当しておりまして、今月はAさん、Bさん、Cさんという形で栄養士さんが学校回りをしながら食育の講座を行っております。
大城委員	栄養教諭の設置について、私も委員をしていたものだから積極的だったんですけども、こういう栄養教諭をフル活用して、学校でもっと給食指導をする必要があればやってほしいなど。学力、知育というか、一番大事なのは私は食育ではないかと思っていますので、ぜひ食育に力を入れてください。
学校教育課長	分かりました。ありがとうございます。
市長	ほかに何かご意見、ご質疑があれば。どうぞ、備瀬委員。
備瀬委員	ちょっとしたことなんですが、とよむ教室に4年間勤務していましたが、私のときに教育長にお願いして、とよむ教室の子どもたちにも給食を配膳してほしいとお願いをしました。それが実現して、毎日子どもたちも学校と同じように給食を食べていました。それが現在も、とよむ教室では学校給食をいただいているのかどうか、ちょっとお聞きしたいです。
学校教育課長	今も確かに学校給食の配膳はされて、食しております。

備瀬委員	<p>実は、「自分たちは学校には行ってはいないけれども、とよむ教室には来ている。何で学校の生徒は給食を食べるのに自分たちはないの？」と。ただでさえ、気持ちのほう引いているので、そんな話を聞いたものだから。保護者からあって、それで掛け合ったら、もう毎日こうしておいしい給食が学校と同じ時間帯でできて、子どもたちがとても喜んでいたので、今話を聞いて非常にほっとしているところです。それだけです。すみません。</p>
市長	<p>よろしいですか。</p> <p>そのほかに何かご質疑がありましたら。よろしいですか。</p> <p>特に質疑等がないようですので、以上で委員による意見、質問、担当課の回答、意見交換等が終わりましたので、閉会をしたいと思います。</p> <p>事務局から何かありますか。大丈夫ですか。</p> <p>それでは以上で本日の議事日程を終了したいと思います。</p> <p>令和2年度第2回の豊見城市総合教育会議を閉会します。皆さん、お疲れさまでした。ありがとうございました。</p>